

40 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【[所要額] 14,050(5,459※) 百万円】

※平成21年11月に都道府県協議会からの報告をとりまとめ整理した執行見込額

対策のポイント

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組を支援します。

<背景／課題>

・中長期的には世界の食料需給のひっ迫が見込まれる一方で、我が国の農業生産の基盤である農地の面積は減少傾向にあり、こうした中で国民に対する食料自給力を強化するためには、荒廃した状態の耕作放棄地の再生・利用を含めて農地の有効利用を図っていくことが重要です。

・雑草等が繁茂する荒廃した状態の耕作放棄地は、放置すれば5年程度で森林化・原野化が進行し農地利用が極めて困難となることから、平成21年12月に施行された改正農地法を適切に運用し、法制度面で強化された遊休農地対策とあいまって、全国に広がる荒廃した状態の耕作放棄地の再生を図ることが急務となっています。

政策目標

荒廃した状態の耕作放棄地について、
農業上重要な地域を中心に概ね10万haを再生

<主な内容>

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農道、農業用機械・施設等）の整備等を総合的に支援します。

○ 再生利用活動

- ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・ 荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合 【補助率1/2等】
- ② 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等） 【2.5万円/10a（最大2年間）】
- ③ 営農定着（作物の作付け） 【2.5万円/10a（1年間）】
- ④ 経営展開（経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等） 【定額】

○ 施設等補完整備【補助率1/2等】

用排水施設、農道、市民農園、農業用機械・施設等の整備
（農業用機械・施設は再生した耕作放棄地における営農に使用するものに限る。）

（ 補助率：定額、1／2等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会 ）

（ お問い合わせ先：
農村振興局農地資源課 （03-6744-2442（直）） ）

平成22年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

現 状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下
609万ha (S36年) → 463万ha (H20年)
132.6% (S36年) → 92.6% (H19年)

課 題

- 食料供給力強化のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
 - ・ 一度荒廃した土地は利用困難
 - ・ 病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・ 廃棄物の不法投棄 等

【対策内容】

1. 事業概要 荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農道、農業用機械・施設等）の整備等を総合的に支援
2. H22予算 [所要額] 140.5億円（※H21年度に造成した基金により対策を実施）
3. 補助率 定額、1／2等
4. 実施主体 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）

○ 耕作放棄地再生利用交付金

(1) 再生利用活動

- ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・ 荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1／2等】
- ② 土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）【2.5万円/10a（最大2年間）】
- ③ 営農定着（作物の作付け）【2.5万円/10a（1年間）】
- ④ 経営展開【定額】
（経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等）

(2) 施設等補完整備【1／2等】

用排水施設、農道、市民農園、農業用機械・施設等の整備
（農業用機械・施設は再生した耕作放棄地における営農に使用するものに限る）

※ 基金の執行に必要な附帯事務費については、H22年度に限り基金の1.5%まで充当可能

荒廃農地



再生作業

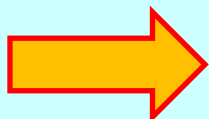


作物の作付け



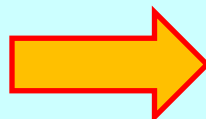
【再生利用交付金の流れ】

国（農政局等）

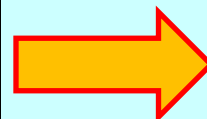


資金

都道府県協議会



地域協議会



取組主体

農業を営む個人
法人
法人格のない団体